**○経済産業省告示第九十四号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十二号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十二日」を「平成二十四年四月十二日」に改める。

**○経済産業省告示第九十五号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十二日」を「平成二十四年四月十二日」に改める。

**○国土交通省告示第三百七十二号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年四月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］（神奈川県海老名市中新田字二番河原地内から厚木市金田字新神明下地内までの間及び神奈川県厚木市上依知字道珍地内から相模原市緑区川尻字本沢地内までの間）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　神奈川県海老名市中新田字二番河原及び字一番河原並びに河原口字河渕、字下河原、字中河原、字上長沢、字宿、字坊中及び字上河原地内

神奈川県厚木市金田字新河原、字新御嶽下、字御嶽下、字走落、字新走落、字前河内下、字新前河内下、字森下、字新森下、字新白鳥、字新台畑下及び字新神明下並びに上依知字上谷戸、字中山下、字八幡ヶ谷戸及び字鬼ヶ谷地内

神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字諏訪、字大塚及び字大塚下並びに角田字小沢城坂、字小沢谷戸、字梅沢山、字小沢室久保及び字梅沢浦地内

神奈川県相模原市緑区小倉字三栗山、字小倉山、字大和、字大保戸、字下平、字和田、字馬込、字原及び字尾太、緑区葉山島字奈良尾、字沓掛、字下川原、字相生、字鬼久保、字堂ノ尾、字藤木、字紅葉山及び字下倉、緑区城山一丁目、緑区城山二丁目、緑区城山三丁目、緑区城山四丁目並びに緑区中沢字義、字信及び字智地内

２　使用の部分　神奈川県海老名市中新田字一番河原並びに河原口字河渕、字中河原及び字坊中地内

神奈川県厚木市金田字新河原、字新御嶽下及び字新白鳥並びに上依知字道珍及び字上谷戸地内

神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字上六倉、字諏訪東、字諏訪、字諏訪前及び字大塚並びに角田字下小沢、字小沢下原、字小沢上原、字小沢城坂及び字小沢谷戸地内

神奈川県相模原市緑区葉山島字沓掛、字相生、字鬼久保、字紅葉山、字下倉及び字旭山、緑区小倉字小倉山、字大和、字大保戸、字下平、字和田、字馬込、字原及び字尾太、緑区中沢字信、字智及び字禮並びに緑区川尻字本沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県海老名市中新田字二番河原地内の海老名インターチェンジから東京都八王子市裏高尾町地内の八王子ジャンクションまでの延長27kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う迂回道路及び工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市、木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

圏央道が通過する神奈川県海老名市から東京都八王子市へ至る間の幹線道路としては、一般国道16号、一般国道129号、一般国道246号等があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、神奈川県厚木市、相模原市等の既成市街地を通過していることから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうしており、各所において交通混雑が発生し、交通事故も多発している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道16号の自動車交通量は、八王子市北野町地内で52,673台／日、一般国道246号の自動車交通量は、厚木市妻田地内で75,152台／日であり、混雑度はそれぞれ1.29、1.26となっている。